

とちぎ広域消防事務組合臨時的任用職員に関する規則

〔平成28年3月18日〕
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、とちぎ広域消防事務組合（以下「組合」という。）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づき、緊急の場合又は臨時の職のために任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用、給与及び勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用等の準用規定)

第2条 臨時的任用職員の任用、任用期間満了による退職、勤務時間、服務、懲戒、公務災害補償、社会保険その他必要な事項については、帯広市臨時的任用職員に関する規則（平成13年帯広市規則第8号）第2条から第4条まで及び第8条から第12条までの規定を準用する。この場合において、「人事主管課長に提出しなければならない」とあるのは「とちぎ広域消防事務組合事務分掌規則（平成27年規則第3号。以下「事務分掌規則」という。）第6条第1項に規定する主幹又は消防局総務課長（以下これらの者を「人事主管課長」という。）に提出しなければならない」と、「各部局の長等」とあるのは「事務局の課長（事務分掌規則第6条第1項に規定する課長職にある者をいう。）、消防局の課長（とちぎ広域消防事務組合消防局の組織に関する規則（平成28年規則第4号）第7条第1項に規定する課長職にある者をいう。）及び消防署長」と、「帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）」とあるのは「とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号）第8条第2項の規定により準用する帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年3月18日）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(給与等の経過措置)

2 当分の間、臨時的任用職員に関する次に掲げる事項は、当該職員の勤務地の属する市町村の当該事項が規定されている規則等の規定を準用する。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 休暇に関する事項
- (3) 旅費に関する事項